土　木　部

令和８年(2026 年)11 月 24 日調製

定例会提出予定案件資料

		ページ
1	令和８（2026）年度補正予算概要……	1 ～ 3
2	函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の骨子……	4 ～ 9
3	函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の骨子……	10 ～ 12
4	函館市普通河川管理条例の一部を改正する条例の骨子……	13 ～ 15
5	函館市都市公園条例の一部を改正する条例の骨子……	16 ～ 18
6	和解について……	19
7	公の施設の指定管理者の指定について……	20 ～ 25
8	市道の路線認定および変更について……	26 ～ 27
9	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）……	28 ～ 29

1　令和８（2026）年度補正予算概要

一般会計

［歳　出］

土木費　　（単位：千円）

科　　目	補 正 額	説　　明		特 定 財 源
道 路 橋 梁 維 持 費	2,540	道路維持補修費増 その他諸経費増	2,540 2,540	

［債務負担行為］

（追　加）　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限 度 額
舗 装 道 補 修 業 務 委 託 料	令 和 ９（2027）年 度	86,570
区 画 線 設 置 業 務 委 託 料	令 和 ９（2027）年 度	13,820
道 路 清 掃 業 務 委 託 料	令 和 ９（2027）年 度	5,222
道 路 整 備 事 業 費	令和８(2026)年度から 令和９(2027)年度まで	403,000

※道路整備事業費の路線内訳については，別紙道路整備事業施行箇所一覧表のとおり

（変　更）　　（単位：千円）

事　　項	補　正　前 限　度　額	補　正　後 限　度　額
白 石 公 園 管 理 委 託 料	142,160	142,140
すずらんの丘公園管理委託料	205,385	202,187
空港緑地志海苔ふれあい広場 管　理　委　託　料	164,530	161,000
恵山シーサイドパークゴルフ場 管　理　委　託　料	89,290	87,998

道路整備事業施行箇所一覧表

＜道路舗装（道路整備事業費分）＞※工事の早期発注により，施工時期の平準化を図ることを目的とするもの。

図面番号	路線名	施行箇所	道路舗装 延長(m)	摘要
1	弥生１号線	弥生町15～22	70	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
2	谷地頭９号線	住吉町6～8	106	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
3	大縄６号線	大縄町15～松川町2	128	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
4	新興通	亀田町17～大川町6	206	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
5	田家４号線	白鳥町20～八幡町1	290	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
6	千代台５号線	千代台町29～27	300	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
7	鈴かけ通	日乃出町17～的場町9	284	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
8	内環状通２号	時任町1～23	390	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
9	湯川２－２２号線	湯川町2丁目14～25	183	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
10	中道２－６号線	鍛治1丁目35～鍛治2丁目15	244	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
11	本通富岡通２号	本通1丁目21～本通2丁目4	480	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
12	美原学園通	美原3丁目48～美原5丁目1	187	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
13	美原１－１号線	中道2丁目25～48	160	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
14	西桔梗４４号線	西桔梗町229～849	297	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ
15	桐花通	昭和1丁目32～昭和3丁目18	360	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ

Ｒ９　道路整備事業施行箇所図



２　函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

道路占用料の額を改定し，および道路の附属物である自動車駐車場等に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設等に係る占用料の額を定めるため

(2) 改正内容

ア　道路法施行令に準じ，道路占用料の額を改定する。

イ　道路法施行令第７条第１４号および第１５号に掲げる施設に係る占用料の額を定める。

(3) 施行期日

令和９年４月１日から施行する。

函館市道路占用料徴収条例　新旧対照表

現　　行

（占用料の額）

第２条　占用料の額は，別表のとおりとする。

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料の額
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	570
	第２種電柱		870
	第３種電柱		1,200
	第１種電話柱		510
	第２種電話柱		810
	第３種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	300
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	１個につき１年	1,000
	郵便差出箱および信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	1,800
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メート		61

改　正　案

（占用料の額）

第２条　（略）

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料の額
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	（略）	670
	第２種電柱		1,000
	第３種電柱		1,400
	第１種電話柱		600
	第２種電話柱		960
	第３種電話柱		1,300
	その他の柱類		60
	共架電線その他上空に設ける線類	（略）	6
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	（略）	590
	地下に設ける変圧器	（略）	360
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	（略）	1,200
	郵便差出箱および信書便差出箱		500
	広告塔	（略）	1,900
	その他のもの	（略）	1,200
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	（略）	25
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54
	外径が0.15メート		72

	ル以上0.2メートル未満のもの						ル以上0.2メートル未満のもの					
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				91		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				110	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				120		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				140	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				210		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				250	
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの				300		外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの				360	
	外径が１メートル以上のもの				610		外径が１メートル以上のもの				720	
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3		法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	（略）	4
			その他のもの		10					その他のもの		12
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	810				道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		（略）	960
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	510				その他のもの	上空に設けるもの	（略）	600
			地下に設けるもの		300					地下に設けるもの		360
	その他のもの				1,000		その他のもの					1,200
法第32条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１平方メートルにつき１年	1,000		法第32条第１項第４号に掲げる施設				（略）	1,200
法第32条第１	地下街および	階数が１のもの			Aに0.004を乗じて		法第32条第１	地下街および	（略）			（略）

項第５号に掲げる施設	地下室			得た額
		階数が２のもの		Ａに0.006を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			900
	地下に設ける通路			540
	その他のもの			1,000
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	18
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	180
道路法施行令（昭和27年政令　第　479号。以下「政令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	180
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	1,800
	標識		１本につき１年	810
	旗ざお	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	１本につき１日	18
		その他のもの	１本につき１月	180
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	18
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	180
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	1,800
		その他のもの		900

項第５号に掲げる施設	地下室			
		（略）		（略）
		階数が３以上のもの		Ａに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			950
	地下に設ける通路			570
	その他のもの			1,200
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの		（略）	19
	その他のもの		（略）	190
道路法施行令（昭和27年政令　第　479号。以下「政令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	（略）	190
		その他のもの	（略）	1,900
	標識		（略）	960
	旗ざお	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	（略）	19
		その他のもの	（略）	190
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	（略）	19
		その他のもの	（略）	190
	アーチ	車道を横断するもの	（略）	1,900
		その他のもの		950

政令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	1,000	政令第７条第２号に掲げる工作物		（略）	1,200
政令第７条第３号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額	政令第７条第３号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
政令第７条第４号に掲げる工事用施設および同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	180	政令第７条第４号に掲げる工事用施設および同条第５号に掲げる工事用材料		（略）	190
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物および同条第７号に掲げる施設				100	政令第７条第６号に掲げる仮設建築物および同条第７号に掲げる施設			120
政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Aに0.012を乗じて得た額	政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	（略）	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	（略）	（略）
		階数が２のもの		Aに0.006を乗じて得た額			（略）	（略）
		階数が３以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が３以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額
政令第７条第９号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得た額	政令第７条第９号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第７条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額	政令第７条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第７条第11号に掲げる	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得た額	政令第７条第11号に掲げる	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022		上空に設けるもの		Aに0.024

応急仮設建築物			を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第７条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額
政令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
			（新設）
備考　（略）			

応急仮設建築物			を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
政令第７条第12号に掲げる器具			Aに0.026を乗じて得た額
政令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
政令第７条第14号および第15号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
備考　（略）			

３　函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の骨子

（1）改正理由

河川法の規定を準用する河川に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定するため

（2）改正内容

北海道の河川法施行条例に準じ，河川法の規定を準用する河川に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定する。

（3）施行期日

令和９年４月１日から施行する。

函館市流水占用料等徴収条例　新旧対照表

現　　行

（流水占用料等の額等）

第２条　市長は，準用河川（法第100条第１項の規定により市長が指定した河川をいう。）について法第23条，第24条または第25条の許可を受けた者から別表に定める流水占用料等を徴収する。

２　流水占用料等の徴収方法は，規則で定める。

別表（第２条関係）

１　流水占用料

区分	単位	期間	単価	摘要
鉱工業用水	毎　秒0.01立方メートル	１年度または１使用期間	41,580円	鉱工業経営に必要な用水（汽かん冷却用水を除く。）
汽かん冷却用水			7,810円	
農水産物加工用水			3,850円	農業者にあっては自家生産物を，水産業者にあっては漁獲物等を直接加工するために必要な用水に限る。
魚族養殖用水			11,550円	
（略）				
その他の用水	毎　秒0.01立方メートル	１年度または１使用期間	7,810円	
備考　（略）				

２　土地占用料

区分		単位	単価
（略）			
外径が0.4メートル未満の管の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	１メートルにつき１年	21円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		30円
	外径が 0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円

改　正　案

（流水占用料等の額等）

第２条　（略）

２　（略）

別表（第２条関係）

１　流水占用料

区分	単位	期間	単価	摘要
鉱工業用水	（略）	（略）	45,320円	（略）
汽かん冷却用水			8,470円	
農水産物加工用水			4,180円	（略）
魚族養殖用水			12,540円	
（略）				
その他の用水	（略）	（略）	8,470円	
備考　（略）				

２　土地占用料

区分		単位	単価
（略）			
外径が0.4メートル未満の管の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	（略）	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		61円
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		91円
	外径が 0.3メートル以上のもの		120円
第１種電柱		１本につき１年	570円
第２種電柱			870円
第３種電柱			1,200円
第１種電話柱			510円
第２種電話柱			810円
第３種電話柱			1,100円
その他の柱類			51円
共架電線その他上空に設ける線類		１メートルにつき１年	５円
鉄塔		１基につき１年	1,000円
備考　（略）			

３　土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	１立方メートル	143円	客土用または盛土用土砂で砂利の入らないもの
砂		176円	直径 0.5センチメートル未満のもの
切込砂利		176円	直径 0.5センチメートル以上８センチメートル未満のもので土砂交じりのもの
砂利		176円	直径 0.5センチメートル以上８センチメートル未満のもので土砂を含まないもの
栗石		176円	直径８センチメートル以上15センチメートル未満のもの
玉石		231円	直径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの
転石		979円	直径30センチメートル以上のもの
（略）			
備考　（略）			

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		72円
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上のもの		140円
第１種電柱		（略）	670円
第２種電柱			1,000円
第３種電柱			1,400円
第１種電話柱			600円
第２種電話柱			960円
第３種電話柱			1,300円
その他の柱類			60円
共架電線その他上空に設ける線類		（略）	6円
鉄塔		（略）	1,200円
備考　（略）			

３　土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	１立方メートル	154円	（略）
砂		187円	（略）
切込砂利		187円	（略）
砂利		187円	（略）
栗石		187円	（略）
玉石		253円	（略）
転石		1,056円	（略）
（略）			
備考　（略）			

４　函館市普通河川管理条例の一部を改正する条例の骨子

（1）改正理由

普通河川に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定するため

（2）改正内容

北海道の河川法施行条例に準じ，普通河川に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定する。

（3）施行期日

令和９年４月１日から施行する。

函館市普通河川管理条例　新旧対照表

現　　行

（流水占用料等）

第21条　第10条第１号から第３号までに掲げる行為に係る同条の許可を受けた者は，別表に定める流水占用料，土地占用料または土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を納めなければならない。

２　流水占用料等の納付に関し必要な事項は，規則で定める。

別表（第21条関係）

１　流水占用料

区分	単位	期間	単価	摘要
鉱工業用水	毎　秒0.01立方メートル	１年度または１使用期間	41,580円	鉱工業経営に必要な用水（汽かん冷却用水を除く。）
汽かん冷却用水			7,810円	
農水産物加工用水			3,850円	農業者にあっては自家生産物を，水産業者にあっては漁獲物等を直接加工するために必要な用水に限る。
魚族養殖用水			11,550円	
（略）				
その他の用水	毎秒0.01立方メートル	１年度または１使用期間	7,810円	
備考　（略）				

２　土地占用料

区分		単位	単価
（略）			
外径が0.4メートル未満の管の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	１メートルにつき１年	21円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		30円
	外径が 0.1メート		45円

改　正　案

（流水占用料等）

第21条　（略）

２　（略）

別表（第21条関係）

１　流水占用料

区分	単位	期間	単価	摘要
鉱工業用水	（略）	（略）	45,320円	（略）
汽かん冷却用水			8,470円	
農水産物加工用水			4,180円	（略）
魚族養殖用水			12,540円	
（略）				
その他の用水	（略）	（略）	8,470円	
備考　（略）				

２　土地占用料

区分		単位	単価
（略）			
外径が0.4メートル未満の管の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	（略）	25円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		36円
	外径が 0.1メート		54円

	ル以上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		61円
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		91円
	外径が 0.3メートル以上のもの		120円
第１種電柱		１本につき１年	570円
第２種電柱			870円
第３種電柱			1,200円
第１種電話柱			510円
第２種電話柱			810円
第３種電話柱			1,100円
その他の柱類			51円
共架電線その他上空に設ける線類		１メートルにつき１年	５円
鉄塔		１基につき１年	1,000円
備考　（略）			

３　土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	１立方メートル	143円	客土用または盛土用土砂で砂利の入らないもの
砂		176円	直径0.5センチメートル未満のもの
切込砂利		176円	直径0.5センチメートル以上８センチメートル未満のもので土砂交じりのもの
砂利		176円	直径0.5センチメートル以上８センチメートル未満のもので土砂を含まないもの
栗石		176円	直径８センチメートル以上15センチメートル未満のもの
玉石		231円	直径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの
転石		979円	直径30センチメートル以上のもの
（略）			
備考　（略）			

	ル以上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		72円
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		110円
	外径が 0.3メートル以上のもの		140円
第１種電柱		（略）	670円
第２種電柱			1,000円
第３種電柱			1,400円
第１種電話柱			600円
第２種電話柱			960円
第３種電話柱			1,300円
その他の柱類			60円
共架電線その他上空に設ける線類		（略）	６円
鉄塔		（略）	1,200円
備考　（略）			

３　土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	（略）	154円	（略）
砂		187円	（略）
切込砂利		187円	（略）
砂利		187円	（略）
栗石		187円	（略）
玉石		253円	（略）
転石		1,056円	（略）
（略）			
備考　（略）			

５　函館市都市公園条例の一部を改正する条例の骨子

（1）改正理由

都市公園の占用料の額を改定するため

（2）改正内容

道路占用料の改定に準じ，都市公園の占用料の額を改定する。

（3）施行期日

令和９年４月１日から施行する。

函館市都市公園条例　新旧対照表

現　　行

（占用料）

第13条　法第６条第１項の規定により占用の許可を受けた者は，別表４に掲げる占用料を納付しなければならない。

別表４（第13条関係）

占用区分		占用料		
		単位		金額
電柱	第１種電柱	１本につき１年		円 570
	第２種電柱			870
	第３種電柱			1,200
電話柱	第１種電話柱	１本につき１年		510
	第２種電話柱			810
	第３種電話柱			1,100
その他の柱類		１本につき１年		51
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年		5
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所		１個につき１年		1,000
水道管，下水道管，ガス管その他これらに類するもの		外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	21
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91

改　正　案

（占用料）

第13条　（略）

別表４（第13条関係）

占用区分		占用料		
		単位		金額
電柱	第１種電柱	（略）		円 670
	第２種電柱			1,000
	第３種電柱			1,400
電話柱	第１種電話柱	（略）		600
	第２種電話柱			960
	第３種電話柱			1,300
その他の柱類		（略）		60
共架電線その他上空に設ける線類		（略）		6
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所		（略）		1,200
水道管，下水道管，ガス管その他これらに類するもの		外径が0.07メートル未満のもの	（略）	25
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	210
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの	300
	外径が１メートル以上のもの	610
郵便差出箱および信書便差出箱	１個につき１年	420
警察署の派出所およびこれに附属する物件ならびに天体，気象または土地の観測施設	占用面積１平方メートルにつき１月	30
競技会，展示会，博覧会，集会その他これらに類する催しのための仮設工作物	占用面積１平方メートルにつき１日	35
露店	占用面積１平方メートルにつき１日	18
標識	１本につき１年	810
橋ならびに道路，鉄道および軌道で高架のものならびに索道ならびに鋼索鉄道	占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
工事用板囲い，足場，詰所その他の工事用施設および土石，竹木，かわらその他の工事用材料	占用面積１平方メートルにつき１月	180
備　考 １～５　（略）		

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	250
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの	360
	外径が１メートル以上のもの	720
郵便差出箱および信書便差出箱	（略）	500
警察署の派出所およびこれに附属する物件ならびに天体，気象または土地の観測施設	（略）	（略）
競技会，展示会，博覧会，集会その他これらに類する催しのための仮設工作物	（略）	（略）
露店	（略）	19
標識	（略）	960
橋ならびに道路，鉄道および軌道で高架のものならびに索道ならびに鋼索鉄道	（略）	1,200
工事用板囲い，足場，詰所その他の工事用施設および土石，竹木，かわらその他の工事用材料	（略）	190
備　考 １～５　（略）		

６　和解について

［国家賠償請求事件］

(1) 概　要

函館市桔梗３丁目２２番先の市道桔梗駅前通において，令和８年３月２０日午後６時１０分頃，道路上の舗装穴に相手方所有の車両が落ち，タイヤおよびホイールを損傷した。

事故後，市はタイヤおよびホイールの時価額である３４，１２６円に過失割合（運転者６割，市４割）を適用した１３，６５０円で示談を提案したが，相手方はこれを拒否し，市を被告として令和８年６月４日に訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

本件訴訟において，事故当日は日没後で周囲が暗かったことから運転者側に過失はないとの原告の訴えに対し，市は当該道路の管理の不備はなく，運転者側に相当の過失割合が認められるべきとの主張を行ってきたところ，令和８年１０月２１日の弁論準備手続において，函館地方裁判所から，和解金４万円を令和９年１月２９日までに支払うという内容の和解勧告がなされた。

市としては，裁判所の和解勧告を尊重し，早期に解決することが適当と判断することから，和解により本件訴訟を終了させるものである。

(2) 和解の相手方

函館市在住の女性

(3) 和解の内容

①　市は，原告に対し，本件解決金として，４万円の支払義務があることを認める。

②　市は，原告に対し，前項の金員を，令和９年１月２９日限り，原告の指定する口座に振り込む方法により行う。なお，振込手数料は，市の負担とする。

③　原告は，その余の請求を放棄する。

④　原告および市は，原告と市との間には，本件に関し，本和解条項に定めるもののほかに，何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑤　訴訟費用は各自の負担とする。

7　公の施設の指定管理者の指定について

(1) 白石公園の指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

名称　白石公園

位置　函館市白石町２０８番地ほか

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市末広町２２番２１号

名称　株式会社マルゼンシステムズ

代表者の氏名　代表取締役　田中　千尋

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

エ　候補者の選定

(ｱ) 応募団体の名称

株式会社マルゼンシステムズ

(ｲ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ　管理委託料

１４２，１４０千円

(2) すずらんの丘公園の指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

名称　すずらんの丘公園

位置　函館市滝沢町９３番地１ほか

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市石川町２４３番地

名称　株式会社桔梗造園

代表者の氏名　代表取締役　山本　久明

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

エ　候補者の選定

(ｱ) 応募団体の名称

株式会社桔梗造園

(ｲ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ　管理委託料

２０２，１８７千円

(3) 空港緑地志海苔ふれあい広場の指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

名称　空港緑地志海苔ふれあい広場

位置　函館市志海苔町２９８番地１ほか

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市東山町１４４番地の５０

名称　株式会社田中潦風園

代表者の氏名　代表取締役　田中　太

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

エ　候補者の選定

(ｱ) 応募団体の名称

株式会社田中潦風園

(ｲ) 評価内容

評価基準に基づき，６名の選定委員が個別に評価・採点を行い，適当と認められるため候補者とした。

評価基準		配点	評価
			株式会社田中潦風園
1	施設設置の目的が達成できるか	40	33
2	市民の平等利用が確保され，市民サービスの向上が図られるか	40	33
3	収支計画は，管理運営上支障のない内容となっているか	30	25
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	22
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	16
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	7

7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	31
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	7
9	障がい者の雇用など，福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	7
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	15
11	個別項目 （施設の管理に関する特徴的な事項）	50	39
合　計		300	235

オ　管理委託料

１６１，０００千円

(4) 函館市熱帯植物園の指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

名称　函館市熱帯植物園

位置　函館市湯川町３丁目１番１５号

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市深堀町４番８号

名称　特定非営利活動法人函館エコロジークラブ

代表者の氏名　理事長　福西　秀和

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

エ　候補者の選定

(ｱ) 応募団体の名称

特定非営利活動法人函館エコロジークラブ

(ｲ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ　管理委託料

３７７，７６５千円

(5) 函館市恵山シーサイドパークゴルフ場の指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

名称　函館市恵山シーサイドパークゴルフ場

位置　函館市高岱町５９番地１ほか

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市石川町２４３番地

名称　株式会社桔梗造園

代表者の氏名　代表取締役　山本　久明

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

エ　候補者の選定

(ｱ) 応募団体の名称

株式会社桔梗造園

(ｲ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ　管理委託料

８７，９９８千円

8　市道の路線認定および変更について

(1) 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 m	延長 m	認定理由
4699	上湯川６９号線	上湯川町１０５番１４地先から 上湯川町１００番２地先まで	4.00	126	寄附
4700	上湯川７０号線	上湯川町９２番１３地先から 上湯川町９７番９地先まで	4.00	127	寄附
4701	昭和３－２８号線	昭和３丁目５２番１２６地先から 昭和３丁目５２番１３１地先まで	6.00 ～13.00	70	開発行為
計	３路線			323	

(2) 市道路線変更調書

整理番号	路線名	旧新別	起点 終点	幅員 m	延長 m	変更理由
3545	人見２８号線	旧	人見町１０５番６地先から 人見町１０５番７地先まで	6.00	181	寄附に伴う終点の変更
		新	人見町１０５番６地先から 人見町２７番８地先まで	6.00 ～7.40	244	
計	(1)路線				63	

市道路線増減合計	
路線数	延長
＋３路線	+３８６m

９　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）

(1) 都市計画道路公園通電線共同溝設置業務

ア　専決処分の内容

令和８年６月８日第２回市議会定例会において議決を得た下記業務について，工事請負変更契約を地方自治法第１８０条第１項の規定により，令和８年１０月９日付けで市長が専決処分した。

イ　業務概要

業務名：都市計画道路公園通電線共同溝設置業務

請負金額	当　初　１８６，８８４，５３３円 変更後　１７９，５９９，５０５円
契　約　日	令和８年６月８日
変更契約日	令和８年１０月９日
契約期間	令和８年６月８日～令和９年３月１２日
請　負　人	札幌市中央区北１条西４丁目２番地４ ＮＴＴインフラネット株式会社

ウ　請負金額変更の理由

埋設物の影響により使用部材が変更となったことおよび当初設計で概数として設計していた建設副産物の処分数量が確定したため

(2) 函館フットボールパーク天然芝コート改修工事

ア　専決処分の内容

令和８年３月１３日第１回市議会定例会において議決を得た下記工事について，工事請負変更契約を地方自治法第１８０条第１項の規定により，令和８年１０月２３日付けで市長が専決処分した。

イ　工事概要

工事名：函館フットボールパーク天然芝コート改修工事

請負金額	当　初　３３０，０００，０００円 変更後　３３５，４４５，０００円
契　約　日	令和８年３月１３日
変更契約日	令和８年１０月２３日

工　　期	令和８年３月１３日～令和８年１２月２５日
請　負　人	マルトヨ渡島土木・村上建設・高瀬環境緑化・エスタ近江・丸一小笠原造園土木・双葉緑化函館フットボールパーク天然芝コート改修工事共同企業体 代表者　函館市湯浜町１０番２７号 株式会社マルトヨ渡島土木

ウ　請負金額変更の理由

請負人から，令和８年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置による請負金額の変更請求があり，必要と認められたことおよび当初設計で概数として設計していた建設副産物の処分数量が確定したため